

岡崎市市街地再開発事業費補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）に基づき実施される市街地再開発事業に対して、岡崎市市街地再開発事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、法、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号。以下「国交付金要綱」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(交付対象事業の要件及び交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象とする事業の要件は法第2条第1号に規定する市街地再開発事業のうち、国交付金要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)6. I又はイ-16-(1)3. に規定する事業とする。
- 2 交付対象者は前項に規定する市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織（施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加しているもの）、タウン・マネジメント・センター及び個人施行者のうち、この要綱の定めるところにより、補助金の交付を受けようとする者とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費（再開発準備組織及びタウン・マネジメント・センターが実施する事業については(1)の事業計画作成費に限る。）とする。

(1) 調査設計計画

ア 事業計画作成費

- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費
- エ 権利変換計画作成費

(2) 土地整備

- ア 建築物除却費
- イ 土地整地費
- ウ 仮設店舗等設置費
- エ 土地整備に伴い通常生ずる損失補償費

(3) 共同施設整備

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設整備費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、かつ、補助対象経費の基礎額の合計額の3分の2以内の額とする。この場合において、補助対象経費の基礎額は、国交付金要綱に準じて算定するものとする。ただし、補助対象経費は、消費税額を含めない額とし、経費の算定においても、消費税額を含めないものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市街地再開発事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出時期は、補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定をし、補助金の交付の申請をした者へ市街地再開発事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）によって通知しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止等の承認）

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号に定める変更（以下「内容変更等」という。）をしようとするときは、次の各号に定める申請書に関係書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 経費の配分を変更しようとするとき 市街地再開発事業費補助金経費配分変更申請書（様式第 2－1 号）
- (2) 補助金の額の変更を伴わない事業内容の変更をしようとするとき、又はやむを得ない事情により補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき 市街地再開発事業費補助金事業内容変更（中止・廃止）申請書（様式第 2－2 号）
- (3) 補助金の額に変更を伴う事業内容の変更をしようとするとき 市街地再開発事業費補助金交付変更申請書（様式第 2－3 号）
- (4) 完了予定期日内に補助事業を完了することができないと見込まれるとき 市街地再開発事業費補助金完了期日変更申請書（様式第 2－4 号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の判断の要素となるべき事項について変動を生じたとき 市街地再開発事業費補助金事情変更申請書（様式第 2－5 号）

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、補助事業の内容変更等を承認したときは、補助事業者に通知しなければならない。

（工事着手等の届出）

第 9 条 補助事業者は次の各号に掲げる工事の着手及び完了について、着手届又は完了届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物等の除却工事
- (2) 仮設店舗等の設置工事
- (3) 施設建築物の建築工事

（事業遂行状況報告等）

第 10 条 補助事業者は、毎会計年度の各四半期（第 4 四半期を除く）に、市街地再開発事業費補助金遂行状況報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

(遂行命令等)

第 11 条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（以下「完了日」という。）又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたとき（以下「廃止日」という。）は、当該補助事業の完了日若しくは廃止日から起算して 14 日を経過した日又は当該補助事業の完了日若しくは廃止日の属する会計年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、市街地再開発事業費補助金完了実績報告書（様式第 5 - 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度内に補助事業が完了しない場合は、当該会計年度の 3 月末日までに市街地再開発事業費補助金年度終了実績報告書（様式第 5 - 2 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の各項に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、その報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。ただし、市長が補助事業の目的及び内容により必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、市街地再開発事業費補助金概算払申請書（様式第 6 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、概算払による補助金の交付を承認したときは、補助事業者へ通知しなければならない。

ない。

- 4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対して請求書を提出しなければならない。ただし、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、前項に定める通知を受けなくてはならない。
- 5 概算払を受けた補助事業者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

（是正のための措置）

第 15 条 市長は、第 12 条の各項に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

（決定の取消し）

- 第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助事業を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又は関係法令に違反したとき
 - (4) 第 11 条又は前条の命令に従わないとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに補助事業者へ通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

- 第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合又は第 8 条第 2 項の規定により補助事業の廃止を承認した場合において、当該補助事業の取消しに係る部分又は廃止する事業に関し、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めて、返還を命じなければならない。
- 2 市長は、第 13 条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、納期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（加算金及び遅延損害金）

第 18 条 補助事業者は、第 16 条第 1 項の規定による取消しを受け、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条第 1 項に定める割合（以下「法定割合」という。）で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき法定割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

5 第 1 項及び第 4 項の規定に定める加算金及び遅延損害金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

6 前各項の規定により計算した加算金又は遅延損害金の額に 1 円未満の端数があるとき又はその全額が 1 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（関係書類及び帳簿等の整備保管）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する書類並びに帳簿その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該補助事業の属する会計年度の終了後 5 年間、整理保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財

産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定について、当該財産の所有者の変更がある場合には変更後の所有者についても同様とする。
- 3 補助事業者が第 1 項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。